なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る平成29・30年度一般競争参加資格の決定を開札の時までに受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）に係る港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾土木工事における客観点数が、1,150点以上の者であること。）。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、950点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾土木工事における客観点数が、950点以上の者であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸①　特定建設工事共同企業体の代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体の全ての構成員にあっては、平成14年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次のイ）及びロ）の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、イ）とロ）は同一工事でなくてもよい。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

イ）300ｔ／基以上のジャケット式海洋構造物を製作し作業船を使用して据付を行った工事。

ロ）作業船を使用した杭径1,000㎜以上、杭長30m以上の鋼管杭又は鋼管矢板を打設した工事。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成14年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次のハ）又はニ）の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

ハ）150ｔ／基以上のジャケット式海洋構造物を製作し作業船を使用して据付を行った工事。

ニ）作業船を使用した杭径500㎜以上、杭長15m以上の鋼管杭又は鋼管矢板を打設した工事。

③　①及び②において当該施工実績が全地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（いずれも港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評点表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

⑹　工事全般の工程計画表（以下「工程計画」という。）が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体のすべての構成員にあっては、平成14年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次のイ）及びロ）の同種工事に監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、イ）とロ）は同一工事でなくてもよい。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

イ）ジャケット式海洋構造物又は重量300ｔ／個以上の海洋構造物を製作し、作業船を使用して据付を行った工事。（製作工事と据付工事は同一工事でなくてもよい。）

ロ）作業船を使用した杭径1,000㎜以上、杭長30m以上の鋼管杭又は鋼管矢板を打設した工事

③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成14年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次のハ）又はニ）の同種工事に監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

ハ）ジャケット式海洋構造物又は重量150ｔ／個以上の海洋構造物を製作し、作業船を使用して据付を行った工事。（製作工事と据付工事は同一工事でなくてもよい。）

ニ）作業船を使用した杭径500㎜以上、杭長15m以上の鋼管杭又は鋼管矢板を打設した工事。

④　②及び③において当該施工実績が全地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（いずれも港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⑤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑥　申請する技術者が、平成14年４月１日以降に産前産後休業及び育児休業（以下、「産休育休」という。）を取得した場合は、産休育休期間に相当する期間を施工実績を求める期間に加えることができる。

⑻　申請書、確認資料及び技術提案書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　本工事に係る工程計画の提出にあたって、参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、工程計画を提出すること。

ただし、技術提案により入札に参加しようとする者は、技術提案に基づく工程計画を提出すること。

なお、特定建設工事共同企業体において、標準案又は技術提案に基づく工程計画の提出は１提案とする。

⑿　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。